

# 地域福祉活動計画

目指す  
まちの姿

地域で支え合い  
みんなが安心して暮らせる 共生のまち

## 第1章 地域福祉活動計画の基本的な考え方

### 第1節 地域福祉活動計画とは

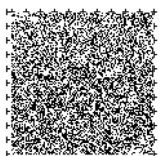
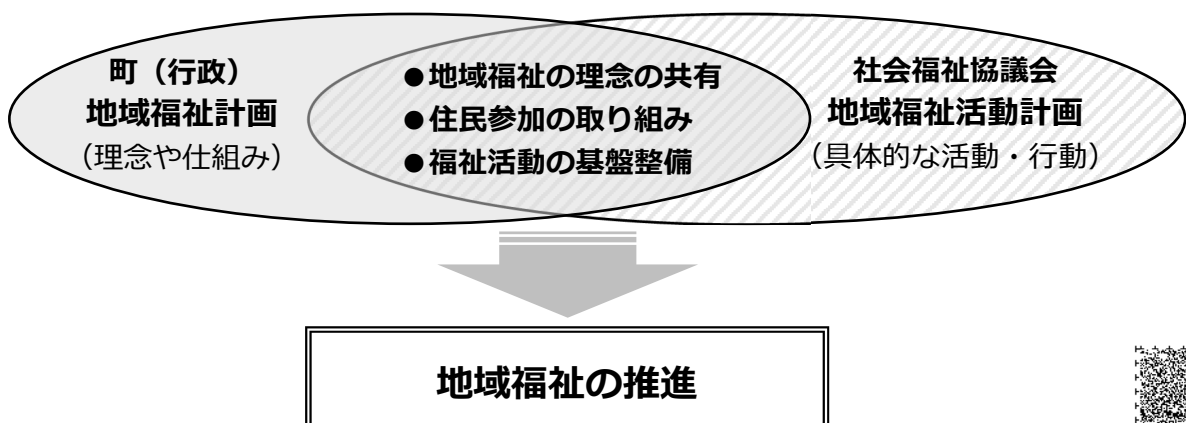
「地域福祉活動計画」とは、地域住民やボランティア団体、福祉や介護の事業者等の民間団体が相互に協力して地域福祉を推進していくことを目的とする民間の活動・行動計画です。「地域福祉活動計画」は、町（行政）が策定する「地域福祉計画」との整合性を図りながら、社会福祉法第109条の規定で地域福祉の推進役として位置づけられた社会福祉協議会が中心となって策定するものです。

また、地域福祉推進のための理念や仕組みをつくる「地域福祉計画」とそれを実行するための活動・行動のあり方を定める「地域福祉活動計画」は、住民をはじめとする地域福祉の推進に関わる様々な担い手の参加と協力を得ながら、取り組みを展開するという共通の考え方を持っています。

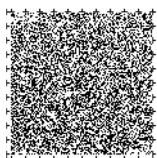
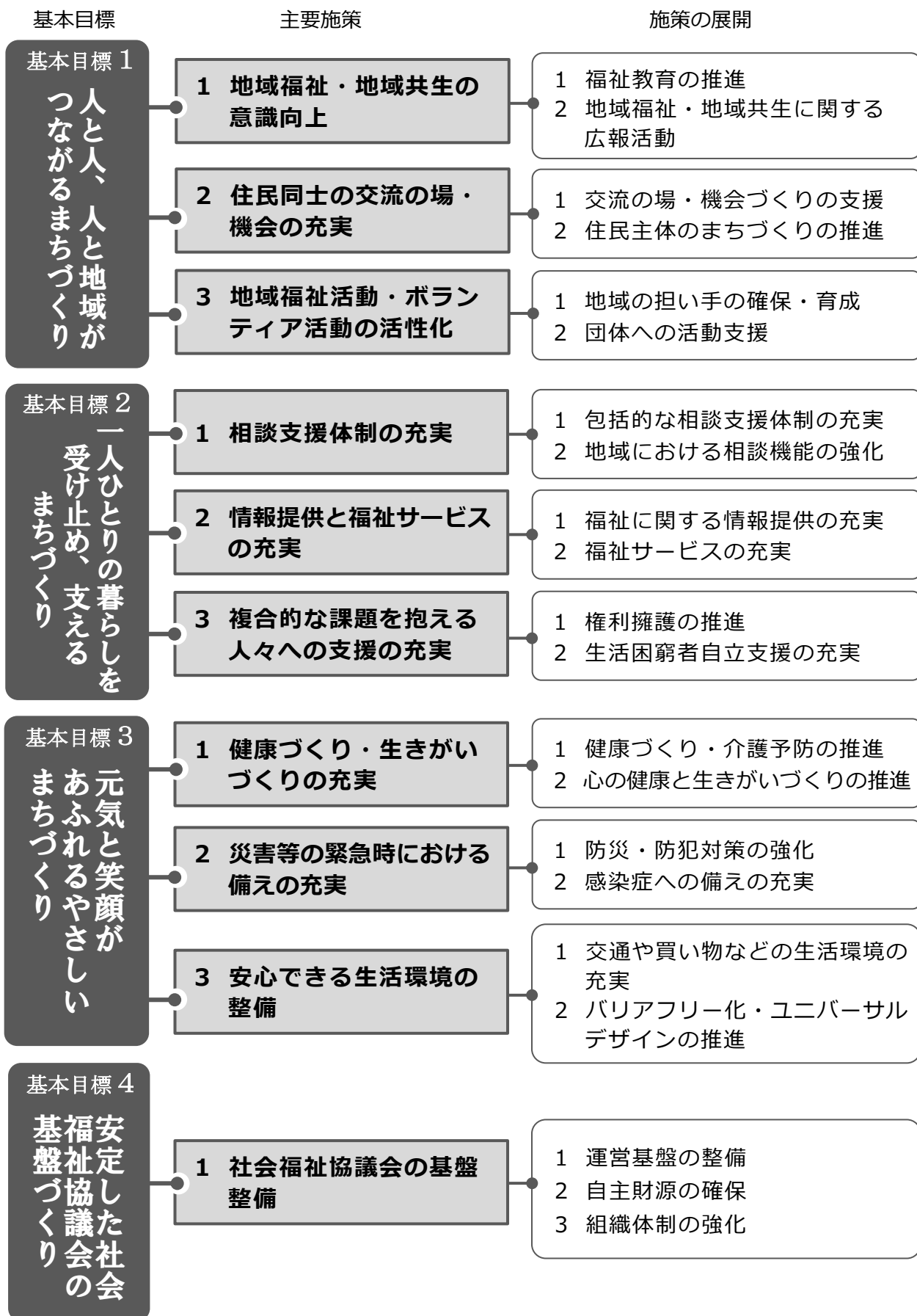
これらが一体となって策定されることにより、住民や地域、関係機関・関係団体、福祉や介護サービス事業所、町（行政）等、地域福祉の推進に関わる様々な担い手の役割や協働が明確化され、より実効性のある計画づくりが可能となります。

このような考え方にに基づき、久山町及び久山町社会福祉協議会では、住民が身近な地域社会でお互いに支え合う仕組みを整え、共に地域福祉に関する活動等を推進するため、「地域福祉計画」に基づき、「地域福祉活動計画」を一体的に策定するものとします。

【「地域福祉計画」と「地域福祉活動計画」の関係イメージ】



## 第2節 地域福祉活動計画の体系図



## 第2章 施策の展開

### 基本目標 1 人と人、人と地域がつながるまちづくり

#### 主要施策 1 地域福祉・地域共生の意識向上

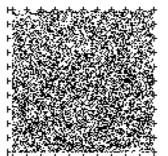
学校や町（行政）等と連携・協力しながら、福祉教育の内容の充実を図り、高齢者や認知症、障がい者等についての理解を深めてもらい、福祉活動につなげるとともに、将来の福祉活動の担い手の育成に努めます。

#### 施策の展開

##### 1 福祉教育の推進

##### 《主な事業と実施方針》

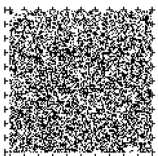
① 福祉教育教材の配布・活用							
福祉教育教材を小学生に配布し、課外授業や家庭で活用します。						(関係者・関係機関) ○小学生 ○福岡県社協 など	
実施年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	実施	現状の事業を継続					
② 福祉体験学習・講座の実施							
小学生・中学生に対し、当事者等の気持ちや関わり方、コミュニケーションの取り方等を学ぶため、福祉体験学習や福祉講座を実施します。						(関係者・関係機関) ○小学生 ○中学生 ○ボランティア団体 ○福岡県社協 など	
実施年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	実施	現状の事業を継続					
③ ひさやま福祉大学の開催							
住民の関心や地域課題を把握し、選んだテーマについて住民同士が共に学び、地域福祉の理解者や担い手の養成に努めます。						(関係者・関係機関) ○町民	
実施年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	実施	現状の事業を継続					



2 地域福祉・地域共生に関する広報活動

《主な事業と実施方針》

① 社協だよりの発行							
年4回、社協だよりを発行し、社会福祉協議会の活動や福祉サービスに関する情報提供、ボランティアの意義や必要性について広報活動に取り組みます。						(関係者・関係機関) ○町民	
実施 年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	実施 現状の事業を継続						
② 多様な媒体を活用した情報発信							
福祉サービス等に関する情報発信をホームページやSNS等を活用し、定期的に更新できるよう努めます。						(関係者・関係機関) ○町民	
実施 年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	実施 現状の事業を継続						



## 主要施策 2 住民同士の交流の場・機会の充実

高齢者、障がい者、子どもとその保護者などが気軽に参加・交流できる場や機会をつくり、その普及啓発に努めます。

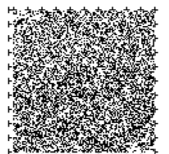
また、住民主体による交流の場や機会がより活発で有意義な活動となるよう、活動の目的やあり方について理解を深めるための研修や情報提供に取り組みます。さらに、地域の多様な組織が地域福祉活動の推進に必要な情報を互いに共有し、連携・協働による地域福祉活動を推進します。

### 施策の展開

#### 1 交流の場・機会づくりの支援

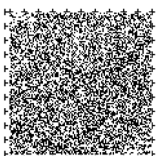
##### 「主な事業と実施方針」

① 世代間交流の実施							
ふれあいスクール（中長期通所型サービス事業）やふれあい・いきいきサロンに参加する高齢者等と児童・生徒たちとの交流を推進します。						(関係者・関係機関) ○教育委員会 ○高齢者 など	
実施年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	実施	現状の事業を継続					
② ひとり暮らしを励ます会の開催							
高齢者の生きがいづくりや孤立感の解消を目的に、バスハイクや食事会など、高齢者同士の交流や民生委員児童委員との交流を図ります。また、参加につながっていない高齢者に対し、継続したアプローチを図り、参加を促します。						(関係者・関係機関) ○高齢者 ○民生委員児童委員 など	
実施年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	実施	現状の事業を継続					



③ ふれあい・いきいきサロン活動の推進							
各行政区において、地域住民の孤立感の解消、閉じこもり予防、介護予防、健康維持の向上を目的にサロン活動の支援や助成を行います。また、高齢者だけでなく、様々な方が参加できる居場所づくりの推進に努めます。						(関係者・関係機関) ○町民 ○行政区(サロン) など	
実施年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	実施	現状の事業を継続					
④ 久山サン・シー(3C)※ 事業の実施							
花を植えたプランターを各家庭に配布(貸与)することで、地域の皆さんが自然に声を掛け合い、日頃から顔が見える関係に繋げることを目的に実施します。						(関係者・関係機関) ○町民 ○小学生 ○中学生 など	
実施年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	実施	現状の事業を継続					
⑤ 認知症の人を介護する家族への支援							
認知症家族交流会(すまいるカフェ)を開催し、認知症の人をケアする家族等介護者同士の交流機会を設け、精神的負担の軽減につなげます。						(関係者・関係機関) ○町民 ○町(福祉課) など	
実施年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	実施	現状の事業を継続					

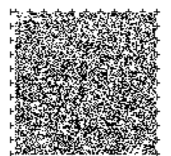
※サン・シー(3C)とは、Community(地域)、Casual(さりげない)、Connection(繋がり)の頭文字からとった言葉。



## 2 住民主体のまちづくりの推進

### 「主な事業と実施方針」

① 地域福祉活動に関する情報発信及び参加支援									
社協だよりやホームページで地域福祉活動に関する情報発信やボランティア養成講座などの開催を広く周知し、参加を促し、支援します。							(関係者・関係機関) ○町民 ○ボランティア団体		
実施 年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度		
	実施	現状の事業を継続							
② 地域福祉活動への意識向上									
ボランティア活動を通じ、住民主体による活動の目的や役割を学ぶ機会をつくり、地域福祉活動への意識を高め機能の充実を図ります。							(関係者・関係機関) ○町民 ○ボランティア団体		
実施 年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度		
	実施	現状の事業を継続							
③ 多様な組織の連携強化									
民生委員児童委員や見守り協力者、行政区長、シニアクラブ役員等の地域の多様な組織が、地域福祉活動の推進に必要な情報を互いに共有し、連携強化を図ります。							(関係者・関係機関) ○民生委員児童委員 ○見守り協力者 ○行政区長 ○シニアクラブ役員 ○町（福祉課）		
実施 年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度		
	実施	現状の事業を継続							



## 主要施策3 地域福祉活動・ボランティア活動の活性化

今後、町の地域福祉を担う人材の確保・育成に向け、各種ボランティア養成講座の周知や参加促進を図り、住民のボランティア意識を高め参加促進を図ります。

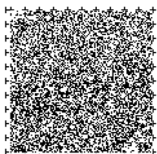
また、ボランティア団体等が行う活動を住民に周知し、協力を呼びかけるとともに、団体同士の協力関係の構築に向けた支援を図り、今後の地域福祉活動、ボランティア活動の活性化を推進します。

### 施策の展開

#### 1 地域の担い手の確保・育成

##### 《主な事業と実施方針》

① ボランティア講座等の開催							
福祉ニーズに合わせたボランティアの養成や福祉に関する知識の習得を目的としたボランティア講座及び住民講座を開催します。また、各種講座の周知啓発を強化し、参加を促します。							(関係者・関係機関) ○町民 など
実施年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	実施	現状の事業を継続					
② ボランティア活動の支援							
関係団体と連携し、ボランティア活動の相談や登録、住民の福祉ニーズに対応する活動のマッチングなど、コーディネート機能を持つ窓口の設置に努めます。同時に、ボランティアコーディネーターの配置を検討します。							(関係者・関係機関) ○町民 ○ボランティア連絡協議会 など
実施年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	-	準備・調整		新規事業を実施			
③ ボランティアの活動拠点整備							
住民が気軽にボランティア活動を始められるよう、町（行政）やボランティア連絡協議会と連携し、活動拠点の整備に努めます。							(関係者・関係機関) ○町民 ○ボランティア連絡協議会 ○町（福祉課）など
実施年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	実施	現状の事業を継続					





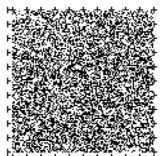
④ 元気サポーター養成講座の開催							
地域デイサービスでの担い手となる「元気サポーター」の養成やスキルアップを目的とした講座を開催します。						(関係者・関係機関) ○町民 ○町(福祉課)など	
実施年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	実施	現状の事業を継続					
⑤ 認知症サポーター養成講座開催の支援							
町やキャラバンメイトと協力し、認知症サポーター養成講座を実施します。						(関係者・関係機関) ○町民 ○教育委員会 ○町(福祉課)など	
実施年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	実施	現状の事業を継続					

## 施策の展開

### 2 団体への活動支援

#### 「主な事業と実施方針」

① 町内福祉団体等への支援							
社協だよりやホームページ等で町内福祉団体等の活動内容を周知します。 また、各団体等の福祉活動の充実のため、共同募金配分金等により助成を行います。						(関係者・関係機関) ○シニアクラブ連合会 ○ボランティア連絡協議会 ○ボランティア団体 ○当事者組織 ○行政区 など	
実施年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	実施	現状の事業を継続					



② 関係団体の連携強化							
行政区や自主的な住民活動を行う団体、関係機関・関係団体等が顔を合わせ、情報交換や交流する機会をつくり、連携強化を図ります。						(関係者・関係機関) ○行政区 ○シニアクラブ連合会 ○ボランティア連絡協議会 ○ボランティア団体 ○当事者組織 ○町(福祉課)など	
実施年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	実施	現状の事業を継続					

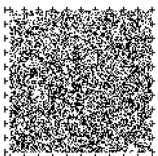
### 基本目標 1 の目標指標

(※本計画を推進する上で、成果や効果を評価するための数値目標)

成果指標	現状値	目標値
ひさやま福祉大学への参加者数	累計 53 人	累計 125 人
	令和 2 年度	令和 8 年度
ふれあい・いきいきサロンの設置数	12 か所	15 か所
	令和 2 年度	令和 8 年度
久山サン・シー事業プランター設置数	200 世帯	800 世帯
	令和 2 年度	令和 8 年度
ボランティア講座等への参加者数	累計 42 人	累計 120 人
	令和 2 年度	令和 8 年度
久山町社会福祉協議会について「活動内容を知っている」と回答した人の割合	26.3%	30%
	令和 2 年度	令和 8 年度
福祉ボランティア活動や地域活動について「現在活動している」と回答した人の割合	19.4%	25%
	令和 2 年度	令和 8 年度

※令和2年1月から流行し始めた新型コロナウイルス感染症の影響を受け、事業の中断や利用自粛、講座等の中止、もしくは延期、縮小されたため、令和2年度の見込みは少ない又は低い傾向がみられます。

(以下、同様)



## 基本目標 2 一人ひとりの暮らしを受け止め、支えるまちづくり

### 主要施策 1 相談支援体制の充実

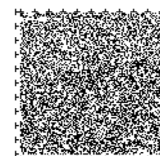
住民が日常生活を営む上で生じる様々な心配ごとや生活課題に関する相談を総合的に受け付け、各分野の相談支援機関との連携を図りながら、住民の課題解決に向けた取り組みを推進します。また、社会福祉協議会が行う相談事業について住民への周知を図り、相談しやすい窓口となるよう進めていきます。

#### 施策の展開

#### 1 包括的な相談支援体制の充実

##### ≪主な事業と実施方針≫

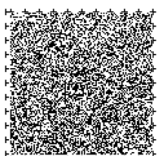
① 相談窓口の周知啓発							
社協だよりや町の広報紙などを活用し、相談内容や分野に捉われない総合相談窓口として周知啓発に取り組みます。						(関係者・関係機関) ○町民	
実施年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	実施	現状の事業を継続					
② 心配ごと相談所運営事業							
住民の日常生活上のあらゆる相談に応じるため、弁護士及び相談員による心配ごと相談を実施します。						(関係者・関係機関) ○町民 ○民生委員児童委員 ○弁護士	
実施年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	実施	現状の事業を継続					
③ 横断的な相談支援体制の構築							
住民の複合的な心配ごとや生活課題の解決に向け、町の福祉課をはじめ、他課や関係機関との関係性を構築し、横断的な相談支援体制の構築を図ります。						(関係者・関係機関) ○町 など	
実施年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	実施	現状の事業を継続					



2 地域における相談機能の強化

《主な事業と実施方針》

① 地域との連携による継続的な支援							
<p>様々な福祉課題や生活課題を抱える人や家庭に対し、継続的に関わっていくため、専門的な支援に加え、地域住民ともつながりを持ちながら、地域として関わり合い、課題解決に取り組みます。</p>						<p>(関係者・関係機関) ○町民 ○民生委員児童委員 ○見守り協力者 ○ボランティア団体 ○町(福祉課)など</p>	
実施年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	実施	現状の事業を継続					
② 民生委員児童委員との連携強化							
<p>ひとり暮らし高齢者や生活困窮世帯、ひきこもりなどの世帯について情報共有し、課題解決に取り組みます。</p>						<p>(関係者・関係機関) ○民生委員児童委員 ○町(健康課 福祉課)</p>	
実施年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	実施	現状の事業を継続					
③ 見守り支援活動の推進							
<p>高齢者等の見守り支援活動を継続して実施していくため、見守り協力者の活動や必要性を周知し、新たな協力者となる人材を確保します。また、ひとり暮らし高齢者だけでなく、日頃の生活の中で気になる人や世帯の状況をさりげなく見守る考え方や実践方法を広めていきます。 地区別見守りネットワーク会議を開催し、地域課題の確認・共有を行い、課題解決の取り組みについて協議していきます。</p>						<p>(関係者・関係機関) ○町民 ○行政区 ○民生委員児童委員 ○見守り協力者 ○シニアクラブ連合会 ○町(福祉課)</p>	
実施年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	実施	現状の事業を継続					
④ 社会福祉法人の連携強化							
<p>町内の社会福祉法人で連携し、様々な問題解決に向け、定期的な連絡会を行い、それぞれの特性を活かした地域のニーズに対応できるネットワークの構築に努めます。</p>						<p>(関係者・関係機関) ○社会福祉法人</p>	
実施年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	実施	検討	準備・調整	連絡会立ち上げ及び活動開始			



## 主要施策 2 情報提供と福祉サービスの充実

福祉サービスに関する情報提供をより充実させるとともに、情報が行き届きにくい人への配慮や家庭訪問による情報提供に努めます。

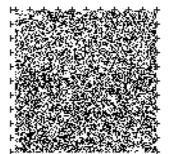
また、高齢者、障がい者、児童、生活困窮等の各分野の福祉事業を町（行政）と連携しながら進めていきます。さらに、生活支援コーディネーターを活用し、公的福祉サービスのすき間を埋めるための資源開発やネットワークの構築、生活支援サービス等の基盤整備に取り組みます。

### 施策の展開

#### 1 福祉に関する情報提供の充実

##### 《主な事業と実施方針》

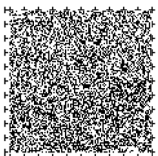
① 情報提供の充実								
社協だよりやホームページ、SNS、各種パンフレットなどを活用し、社会福祉協議会が実施する福祉サービスや相談支援事業、地域の福祉活動やボランティア活動に関する情報提供の充実に努めます。							(関係者・関係機関) ○町民 など	
実施年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
	実施	現状の事業を継続						
② アウトリーチ（訪問活動）による情報提供								
高齢者や障がい者など特に福祉サービスが必要な人たちに対し、社会福祉協議会職員や民生委員児童委員の訪問による確実な情報提供に努めます。							(関係者・関係機関) ○町民 ○民生委員児童委員	
実施年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
	実施	現状の事業を継続						



## 2 福祉サービスの充実

### 《主な事業と実施方針》

① インフォーマルな生活支援サービスの創出							
<p>買い物や移動、ゴミ出しなどの日常生活の困りごとを家族や友人・知人、近所の人、地域のボランティア団体が援助し、自立を支えるインフォーマルサービス（住民参加型の生活支援サービス）の創出を検討していきます。</p>						<p>(関係者・関係機関) ○町民 ○ボランティア団体 ○生活支援コーディネーター ○町(福祉課) など</p>	
実施年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	-	検討	準備・調整	新規事業を実施			
② 生活支援コーディネーターの業務遂行							
<p>生活支援コーディネーターを中心に、地域における福祉ニーズや資源の把握、ネットワークの構築、多様な地域資源による生活支援サービス等を整備します。また、生活支援コーディネーター通信「hand in hand」を発行し、生活支援コーディネーターの役割や活動を周知します。</p>						<p>(関係者・関係機関) ○町民 ○生活支援コーディネーター ○町(福祉課) など</p>	
実施年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	実施	現状の事業を継続					
③ 協議体（手に手をとってあつまりの輪）の運営							
<p>住民や関係機関・関係団体等が参加し、地域で生活する上での課題の解決に向けて、知恵を出し合い、実践へとつなげ、支え合いのまちづくりを目指します。</p> <p>また、協議体参加者の主体的意欲の向上や生活支援に関わる様々な情報の把握を行うため、研修会や先進地視察を実施します。さらに、協議体の話し合いによる成功体験や活動を積み重ね、町全域での活動につなげていきます。</p>						<p>(関係者・関係機関) ○町民 ○行政区 ○民生委員児童委員 ○見守り協力者 ○シニアクラブ連合会 ○サービス事業者 ○生活支援コーディネーター ○町(福祉課) など</p>	
実施年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	実施	現状の事業を継続					



④ 福祉活動専門員の業務遂行							
住民や関係機関・関係団体等と連携しながら地域福祉活動を推進し、住民の生活課題、福祉課題を解決するため、福祉活動専門員配置による調査や研究、企画、連絡調整、広報活動等を行います。						(関係者・関係機関) ○町民 ○町(福祉課) ○行政区 など	
実施年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	実施	現状の事業を継続					

### 主要施策3 複合的な課題を抱える人々への支援の充実

認知症や障がいなどにより判断能力が低下している人の権利擁護に向け、町(行政)の成年後見制度との連携を図りながら、財産管理や日常生活における援助に関する制度等の周知及び利用促進に取り組みます。

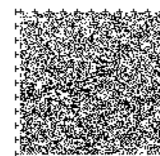
また、生活困窮家庭やひとり親家庭、不登校、ひきこもりなど複雑化した課題を抱える人や制度の狭間に置かれている人を支援するため、地域住民や民生委員児童委員、関係機関、町(行政)との連携・協働の下、早期発見と相談支援、自立支援の充実に努めます。

#### 施策の展開

#### 1 権利擁護の推進

##### 「主な事業と実施方針」

① 各種事業の周知啓発							
生活福祉資金貸付事業や日常生活自立支援事業などの周知啓発に取り組みます。						(関係者・関係機関) ○町民	
実施年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	実施	現状の事業を継続					
② 日常生活自立支援事業の実施							
福祉サービスの利用援助支援や日常的な金銭管理及び預貯金の預かりを行います。						(関係者・関係機関) ○町民 ○福岡県社協 など	
実施年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	実施	現状の事業を継続					



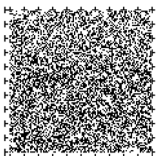
③ 法人後見事業の実施							
判断能力が不十分な方が安心して生活できるよう、法人が成年後見人、保佐人、補助人となり、関係者・関係機関等と連携しながら、長期的にサポートします。						(関係者・関係機関) ○町民 ○家庭裁判所 ○サービス事業者 ○町（福祉課）など	
実施 年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	準備・検討	新規事業を実施					

施策の展開

2 生活困窮者自立支援の充実

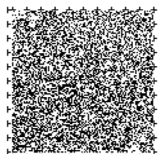
《主な事業と実施方針》

① 生活困窮者支援							
生活困窮者の実態把握、困りごと相談室（自立相談支援事務所）をはじめとする関係機関等との連携を図り、生活困窮者の早期発見と相談支援、自立支援に取り組みます。 また、住民への生活困窮相談に関する理解を広めるための周知啓発に取り組みます。						(関係者・関係機関) ○困りごと相談室 ○町（福祉課） ○福岡県社協 など	
実施 年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	実施	現状の事業を継続					
② 生活福祉資金貸付事業							
低所得者や高齢者、障がい者の生活を経済的に支えるとともに、在宅福祉及び社会参加の促進を図ります。また、事業の周知啓発に取り組みます。						(関係者・関係機関) ○町民 ○福岡県社協 など	
実施 年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	実施	現状の事業を継続					



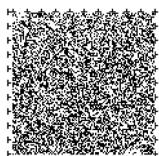


③ ふくおかライフレスキュー事業							
糟屋地区内の社会福祉法人が連携し、制度では対応できない生活困窮者に対し、食材支援やライフラインの復旧など、経済的援助（現物支給）を行います。また、リユース品の支給や各種制度・サービスにつなぐなど、生活が安定するまでの支援を行います。						(関係者・関係機関) ○町民 ○事業運営委員会 ○粕屋地区連絡会 ○町（福祉課） ○福岡県社協 など	
実施年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	実施	現状の事業を継続					
④ 学習支援事業のサポート							
学習支援事業をサポートする中で、生徒の家庭環境等を把握するとともに、必要に応じて関係者との連携体制を構築し、学びや育ちを支援します。						(関係者・関係機関) ○町民 ○NPO法人 ○町（福祉課） ○教育委員会 など	
実施年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	実施	現状の事業を継続					
⑤ 不登校、ひきこもりの人とその家族への支援							
地域住民や関係機関からの情報提供により、不登校やひきこもりの本人と家族の実態把握に努めます。 また、相談支援を通して、信頼関係を築き、自立支援に向けて関係機関等とのネットワークの構築や地域における居場所づくりに努めます。						(関係者・関係機関) ○町民 ○民生委員児童委員 ○教育委員会 ○町（健康課 福祉課） など	
実施年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	-	実態把握	調整・協議	新規事業を実施			



## 基本目標 2 の目標指標

成果指標	現状値	目標値
不安や悩みを相談する相手が「社会福祉協議会の職員」と回答した人の割合	0.3%	10%
	令和 2 年度	令和 8 年度
町の保健・福祉情報の入手先が「社会福祉協議会の「社協だより」やホームページ」と回答した人の割合	12.7%	25%
	令和 2 年度	令和 8 年度
生活支援体制整備事業における買い物支援や移動支援等のインフォーマルサービスの創出件数	1 件	3 件
	令和 2 年度	令和 8 年度
法人後見事業及び日常生活自立支援事業の利用者数	3 件	10 件
	令和 2 年度	令和 8 年度
日常生活自立支援事業について「制度の内容まで知っている」と回答した人の割合	8.1%	20%
	令和 2 年度	令和 8 年度
生活困窮家庭の子どもや保護者、不登校児童生徒が気軽に立ち寄れる居場所の設置数	0 か所	1 か所
	令和 2 年度	令和 8 年度



## 基本目標 3 元気と笑顔があふれるやさしいまちづくり

### 主要施策 1 健康づくり・生きがいづくりの充実

高齢者の心身機能の維持向上と高齢者の社会的孤立の解消を図るため、地域住民や行政区、シニアクラブ、ボランティア団体、町（行政）などの関係者との協力・連携により、ふれあい・いきいきサロンやふれあいスクールの実施及び充実を図ります。

地域における見守り活動等の中で、心の健康に問題を抱えた人の発見と支援体制の構築、社会参加の機会づくりに努めます。

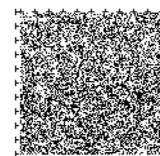
また、高齢者がこれまで培ってきた経験を地域に還元する場や機会をつくり、世代や分野を超えた人と人とのふれあいを通じた心の健康保持を支援します。

#### 施策の展開

#### 1 健康づくり・介護予防の推進

##### 《主な事業と実施方針》

① ふれあい・いきいきサロン事業の活動支援							
各行政区において、高齢者の孤立感の解消、閉じこもり予防、介護予防、健康維持の向上を目的として行うふれあい・いきいきサロン事業の活動を助成します。						(関係者・関係機関) ○高齢者 ○行政区サロン ○ボランティア団体	
実施年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	実施	現状の事業を継続					
② 中長期通所型サービス事業（ふれあいスクール）の実施							
介護保険サービスの利用までの必要がない高齢者に対して、心身機能の維持・向上、生きがいの創出を目的に、介護予防事業として実施します。						(関係者・関係機関) ○高齢者 ○ボランティア団体 ○町（福祉課）など	
実施年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	実施	現状の事業を継続					



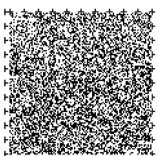
③ レクリエーション備品等の貸し出し							
健康づくりや介護予防、住民同士の交流を目的に、子どもから高齢者まで幅広い世代が楽しめるレクリエーション道具の貸し出しを行います。						(関係者・関係機関) ○町民	
実施年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	実施	現状の事業を継続					

施策の展開

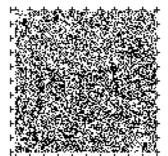
2 心の健康と生きがいづくりの推進

《主な事業と実施方針》

① 心配ごと相談所運営事業（再掲）							
住民の日常生活の不安や悩みを解消するため、弁護士や民生委員児童委員による相談所を運営しており、事業の周知啓発に取り組みます。						(関係者・関係機関) ○町民 ○民生委員児童委員 ○弁護士	
実施年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	実施	現状の事業を継続					
② 自殺対策の推進							
町（行政）が策定した「久山町自殺対策計画」に基づき、社会福祉協議会として高齢者や生活困窮者を支援する中で、心の健康に問題を抱える人や孤立・孤独に陥りやすい人に気づき、寄り添い、必要な支援につなぎます。						(関係者・関係機関) ○町民 ○町（健康課 福祉課） など	
実施年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	実施	現状の事業を継続					



③ ひとり暮らしを励ます会の実施（再掲）							
ひとり暮らしの高齢者を対象に、食事会とバスハイクを年に1回ずつ実施し、参加者同士や民生委員児童委員との交流の場をつくり、地域との孤立防止と生きがいづくりを推進します。						(関係者・関係機関) ○ひとり暮らし高齢者 ○民生委員児童委員	
実施 年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	実施	現状の事業を継続					
④ 移送サービス事業の推進							
高齢者や身体障がい者等の通院や社会参加の促進を目的に、スロープ付きの軽自動車の貸し出しを行います。また、移動に困難を抱えている人やサービス事業所などへの周知啓発に努めます。						(関係者・関係機関) ○高齢者 ○身体障がい者 ○サービス事業者	
実施 年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	実施	現状の事業を継続					
⑤ 高齢者相互支援の推進							
高齢者自身の社会的役割意識の維持や向上を目的として、普段の生活の中で、ひとり暮らし高齢者等をさりげなく見守る意識と実践力を高めるための研修会や見守り協力者としての参加を呼びかけます。						(関係者・関係機関) ○高齢者 ○行政区 ○民生委員児童委員 ○シニアクラブ ○ボランティア団体 ○町（福祉課）	
実施 年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	実施	現状の事業を継続					



## 主要施策2 災害等の緊急時における備えの充実

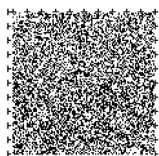
災害時のボランティアセンターの開設と運営、災害ボランティア活動の参加促進、町内外からの災害ボランティアの受け入れ体制の強化を図ります。また、町（行政）とともに、避難行動要支援者の把握や情報共有を行うとともに、要支援者に対し、平常時における見守りから災害時支援まで、地域の助け合いによる支援体制の構築を推進します。

### 施策の展開

#### 1 防災・防犯対策の強化

##### 《主な事業と実施方針》

① 災害に関する講座の開催							
災害時に必要な知識と技術を学び、防災意識を高める講座を行います。また、町内外の災害発生や復旧時に尽力できる人材の養成に努めます。						(関係者・関係機関) ○町民 ○町（総務課） ○福岡県社協 など	
実施年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	実施	現状の事業を継続					
② 災害ボランティアセンター設置運営訓練							
災害等発生時の迅速な対応や町内外からの災害ボランティアの円滑な受け入れに向け、災害ボランティアセンターの立ち上げ訓練を、住民や地域の関係機関・関係団体等とともにを行います。 また、災害時に必要な備品等を計画的に整備し、非常時に備えます。						(関係者・関係機関) ○町民 ○民生委員児童委員 ○ボランティア ○自主防災組織 ○糟屋地区社協連 ○町（総務課） ○教育委員会 ○消防署 など	
実施年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	実施	現状の事業を継続					



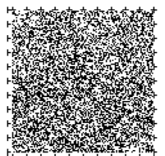
③ 高齢者等見守り事業の推進							
ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯、障がい者等に対し、災害時を見据えた平常時の見守りを心がけ、見守り活動の強化を図ります。 また、声かけや話をする際に、避難行動要支援者制度の周知に努め、防災意識の向上を高めていきます。						(関係者・関係機関) ○町民 ○行政区 ○民生委員児童委員 ○見守り協力者 ○町(総務課、福祉課) など	
実施 年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	実施	現状の事業を継続					

## 施策の展開

### 2 感染症への備えの充実

#### 《主な事業と実施方針》

① 心配ごと相談所運営事業（再掲）							
失業や収入減による経済的困窮などの不安や悩みの解消に向けて、弁護士や民生委員児童委員による心配ごと相談所で相談支援を行います。また、事業を周知します。						(関係者・関係機関) ○町民 ○民生委員児童委員 ○弁護士	
実施 年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	実施	現状の事業を継続					
② 高齢者等のフレイル対策の推進							
外出機会の減少に伴う高齢者の心身機能の低下防止に向け、介護予防に関する情報提供や家庭訪問による相談支援などの取り組みを進めていきます。						(関係者・関係機関) ○町民 ○町(福祉課)	
実施 年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	実施	現状の事業を継続					



### 主要施策3 安心できる生活環境の整備

町（行政）や関係機関と連携し、移送サービス事業の周知啓発などを行い、高齢者や障がい者等の外出を支援します。

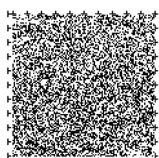
また、ボランティア講座や住民講座を通じて、バリアフリーやユニバーサルデザインの考え方について普及啓発に取り組みます。

#### 施策の展開

#### 1 交通や買い物などの生活環境の充実

##### 《主な事業と実施方針》

① 移送サービス事業の周知							
高齢者や身体障がい者などの通院や社会参加の促進を目的に、スロープ付きの軽自動車を貸し出しており、事業の周知と利用促進を図ります。						(関係者・関係機関) ○車いす利用者	
実施年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	実施	現状の事業を継続					
② 買い物、交通手段などの整備							
買い物や交通手段などの環境を整えていくため、地域のニーズを把握し、協議体による話し合いの中で、移動販売や買い物代行サービスなど、日常生活のサポートを行うサービスの検討を行います。						(関係者・関係機関) ○町民 ○行政区 ○民生委員児童委員 ○ボランティア団体 ○町（福祉課）など	
実施年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	実施	現状の事業を継続					





施策の展開

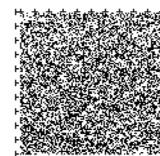
2 バリアフリー化・ユニバーサルデザインの推進

《主な事業と実施方針》

① バリアフリー化・ユニバーサルデザインの普及啓発							
社協だよりやボランティア講座・住民講座を活用し、バリアフリーやユニバーサルデザインの考え方を普及啓発します。						(関係者・関係機関) ○町民 ○ボランティア団体 など	
実施 年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	実施	現状の事業を継続					

基本目標3の目標指標

成果指標	現状値	目標値
心配ごと相談所利用件数	11件	36件
	令和2年度	令和8年度
移送サービス事業利用件数	0件	5件
	令和2年度	令和8年度
災害に関する講座への参加者数	0人	累計100人
	令和2年度	令和8年度
災害ボランティアセンター設置運営訓練の回数	累計1回	累計7回
	令和2年度	令和8年度
平時からの見守り対象世帯数	19世帯	40世帯
	令和2年度	令和8年度



## 基本目標 4 安定した社会福祉協議会の基盤づくり

### 主要施策 1 社会福祉協議会の基盤整備

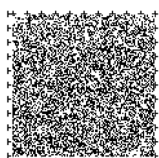
社会福祉協議会が実施する事業等を安定して行うため、法人運営の基盤を整備し、地域福祉活動等を実施するための財源の確保、組織体制の強化に努めます。

#### 施策の展開

#### 1 運営基盤の整備

##### 「主な取り組みと内容」

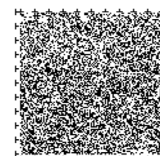
① 定款・諸規程の整備	
取組内容	社会福祉法をはじめとする各法令の基準に従い、定款及び諸規程を整備し、遵守します。
② 会計基準・経理規程の整備	
取組内容	厚生省令で定める基準に従い、経理規程や会計システム等を整備・遵守し、適切な会計処理・運営に努めます。



## 2 自主財源の確保

### 《主な取り組みと内容》

<b>① 賛助会員加入の推進</b>	
取組内容	社会福祉協議会が推進する地域福祉活動等を周知し、理解を求め、地域福祉への住民参加のひとつとして、賛助会員への加入を推進します。
<b>② 赤い羽根共同募金運動の推進</b>	
取組内容	赤い羽根共同募金運動の趣旨や意義を広く周知し、その使い道や配分方法についての理解を深め、募金運動を推進します。また、法人募金の開拓や募金百貨店プロジェクトの普及、募金箱の設置を増やすなどに努めます。
<b>③ 福祉自動販売機設置の推進</b>	
取組内容	住民が気軽に社会貢献でき、地域福祉活動の安定した財源を確保するため、町内の公共施設や社会福祉施設等に福祉自動販売機設置を推進します。
<b>④ 企業等への広告掲載の推進</b>	
取組内容	社会福祉協議会が発行する社協だより等の有効活用を図るほか、企業等へ広告掲載の媒体として社協だより等を提供し、新たな財源の確保に努めます。
<b>⑤ 久山町民ゴルフ愛好会チャリティーコンペの開催支援</b>	
取組内容	久山町民ゴルフ愛好会主催のチャリティーコンペの開催を支援し、そのチャリティーを地域福祉活動等で活用します。
<b>⑥ 新たな財源の開発</b>	
取組内容	地域福祉を推進するための財源を確保するため、新たな財源確保に努めます。



### 3 組織体制の強化

#### 《主な取り組みと内容》

① 理事会及び評議員会の充実	
取組内容	関係機関、各種団体など住民代表参加のもと、理事会、評議員会を開催し、協議、研修を重ねながら地域福祉の推進を図るため、本会の適切な運営に努めます。
② 職員育成研修の充実と体制づくり	
取組内容	職務、経験別等の育成研修の充実を図るとともに、職場外研修の受講及び職場内研修の充実により、職員の資質向上を目指します。また、事業や事務の効率化を図り、職員間の連携を深める体制づくりに努めます。

#### 基本目標 4 の目標指標

成果指標	現状値	目標値
賛助会員加入口数	1,479 口	1,600 口
	令和 2 年度	令和 8 年度
赤い羽根共同募金実績	2,890,877 円	3,000,000 円
	令和 2 年度	令和 8 年度
福祉自動販売機設置台数	9 台	10 台
	令和 2 年度	令和 8 年度

